

議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果等

① 議会改革について

議会改革については、令和6年6月5日の議運において、議長から、前任期に引き続き、議会改革を議運の具体的な検討課題として協議・検討していただきたい旨の提起がなされ、議運の検討課題とすることを確認したものである。

それを受け、同年6月12日の議運において、議会改革については議運で協議・検討の上決定することとし、議運で協議するための素案等は議長が設置する任意組織「議会改革推進ワーキンググループ（WG）」において作成すること、WGに広報広聴、ICT推進、議会運営の3つのグループを置くこととし、各グループは参加を希望する議員並びに事務局職員をもって構成すること、グループの協議事項は議長から要請のあった事項及びグループで協議することを確認した事項とすること、グループにおける協議の進捗状況については議長が議運に適宜報告することなど協議のあり方について確認した。

また、同年6月25日の議運では、議長から、広報広聴、ICT推進、議会運営の各グループのメンバーや今後の進め方等について報告がなされた。

議運においては、各グループの協議結果等の報告を踏まえ、随時、協議を行っており、その結果については③に記載のとおりである。

② 議会改革推進WGについて

ア. 概要

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 設置目的 | 議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について協議・検討の上、議運で協議するための素案等を作成し、議長に報告する。 |
| 構 成 | <ul style="list-style-type: none"> ・WGに「広報広聴」「ICT推進」「議会運営」の3つのグループを置く。 ・各グループは、参加を希望する議員（メンバー）並びに事務局職員をもって構成する。 ・議員はいずれか一つのグループに参加することができる。 ・グループに、互選により長を置く。 |
| メンバー以外の出席 | ・グループの長は必要があると認めるときは、メンバー以外の者に参加を求め、意見を聞くことができる。 |
| 任 期 | ・メンバーの任期は、原則として議員の任期とする。 |
| イメージ図 | <p>※決定機関 議会運営委員会</p> <p>議長</p> <p>要請</p> <p>報告</p> <p>報告・提起</p> <p>〈議会改革推進WG〉</p> <p>広報広聴グループ</p> <p>ICT推進グループ</p> <p>議会運営グループ</p> |

| | |
|------|--|
| 協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・議長から要請のあった事項 ・グループにおいて協議することを確認した事項 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループにおける協議に当たっては、あらかじめ協議期間を設定するなど、スピード感を重視した運営に努めるものとする。 ・協議経過・結果等については、グループの長が議長に随時報告する。 ・議長は、グループにおける協議の進捗状況について、議運に適宜報告する。 ・その他運営に関し必要な事項は、グループにおいて協議・決定する。 ・原則非公開とする。ただし、議員の傍聴は認める。 |

③ 議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果

ア. 広報広聴

i. 市議会独自のSNSを活用した市議会の情報発信（※実施済）

- ・令和6年8月28日の議運において、議長から、「グループにおいて、市公式Xに加え市議会独自のフェイスブック及びインスタグラムを活用し、会期日程や発言通告一覧表、質疑を行う議員の顔写真・氏名等に加え、市議会だより発行や行政視察等の情報発信を行うことで意見がまとまった」との報告があり、フェイスブック等で情報発信を行うことを確認し、令和6年第3回定例会から実施した。

イ. 議会運営

i. 政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱いの見直し（※実施済）

- ・令和6年10月30日の議運において、議長から、「政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱いについて、見直しの具体的な方向性がまとまった」との報告があり、補助加算額の算出基準（算出基礎）、補助加算額の算出基準（交付対象人数）及び補助加算額の月額上限の見直しについて確認した。
- ・7年2月18日の議運において、政務活動費の交付に関する条例及び同条例第3条第1項に定める交付額のうち市長が別に定める基準の一部改正の新旧対照表について提起がなされた。
- ・同年2月28日の議運において、政務活動費の交付に関する条例等については、新旧対照表のとおり改正することを確認し、同条例第3条第1項に定める交付額のうち市長が別に定める基準については、同年4月1日から施行することを決定した。
- ・同年3月18日の議運において、政務活動費の交付に関する条例の一部改正議案の取扱いについて協議し、議運所属議員全員の発議により、3月21日の本会議で提出者説明及び委員会付託を省略の上、簡易表決とすることを確認した。（3月21日原案可決）